

佐那河内村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成29年9月25日(月)午後1時30分から午後1時50分

2. 開催場所 佐那河内村農業総合振興センター 2階西会議室

3. 農業委員 (10人)

会長	1番	星山隆啓		
会長職務代理者	2番	山本光雄		
委員	3番	日下正人		
	4番	笠井博美		
	5番	國原和彦		
	6番	長江操		
	7番	大西克史		
	8番	森本允補		
	9番	大仲香織		
	10番	松長護		
農地利用最適化 推進委員(4人)	高樋地区	11番	河原功	
	嵯峨地区	12番	大岩和久	
	宮前東地区	13番	池田吉信	
	宮前西地区	14番	中野實	

4. 欠席委員 (0人)

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案の上程

議案第20号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による佐那河内村農用地利用集積計画(案)の決定について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 山本利也

書記 瀧倉裕介

7. 会議の概要

- 事務局 定刻までには少しございますが、全員がそろいましたので、ただ今から、平成29年度9月総会を開会いたします。
はじめに、星山会長よりご挨拶をお願いいたします。
- 会 長 (挨拶)
事務局 ありがとうございます。
本日の出席委員は、全委員10名が出席しておりますので、総会は成立しております。
それでは、佐那河内村農業委員会会議規則により、議事の進行を星山会長をお願いいたします。
- 議 長 それでは、佐那河内村農業委員会会議規則第19条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。
(異議なし)
それでは、4番 笠井博美委員、5番 國原和彦委員をお願いいたします。
なお、本日の会議書記には、事務局職員の瀧倉裕介さんを指名いたします。
それでは、日程第3の議案第20号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による「佐那河内村農用地利用集積計画(案)の決定について」を、議案に供します。
事務局より、議案第20号の朗読と説明をお願いします。
- 事務局 議案書の1ページをご覧ください。今月の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による案件は、1議案3件でございます。議案第20号は、すべて地権者から賃借人に直接権利を設定する件です。
佐那河内村長より平成29年9月14日付けで農用地利用集積計画の決定を求められています。利用権の再設定の計画が2件、新規の利用権設定の計画が1件で、面積は、3,879㎡です。
【議案書にもとづいて、個別の農用地利用集積計画の要請の内容を説明】
整理番号1の権利の種類につきましては賃貸借権の新規であり、利用権の設定等をする者の住所、氏名は、■■■■の■■■■さんで、利用権の設定等を受ける者の住所、氏名は、■■■■の■■■■さんです。
土地の所在地については、■■■■75番1、現況 畑、753㎡、■■■■79番、現況 田、710㎡のうち300㎡、■■■■80番1、現況 畑、338㎡、■■■■85番、現況 畑、601㎡で、利用目的は苺です。借賃については、10aあたり125,502円であり、4筆で250,000円になります。始期は平成29年10月1日から終期は平成34年9月30日の5年契約です。
計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
- 議 長 ありがとうございます。それでは、質疑に入ります。
補足説明がありましたら、あわせてお願いします。
- 3 番 場所は、■■■■を■■■■方面に行った200mぐらいの所になります。

現在■■■■ 75-1が苺の苗を作る所で、後その他の所でビニールハウスで苺をしています。去年の10月ぐらいまでは■■■さんが出来ていましたが、急遽体の調子が悪くなって、■■■さんに作ってくださいと急遽お願いをすることになりました。急遽だったために農業委員会に通さずに苺を作っていました。正式に借りるということで今回の申請となっております。よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。ただいま説明がありました。ご質問はありますか。

■■■さんは他にもどこか奥の方でしていませんか。

3番 ■■■さんの所を借りています。あそこが7畝くらいでここをいれますと2反くらいになります。苺だけでそれくらいになります。4人くらいでしており、妹も手伝いに来ています。

議長 それでは、整理番号1について、ご異議ございませんか。
(異議なし)

議長 異議がないと認めますので、整理番号1は原案のとおり決定いたしました。続いて整理番号2について、事務局より説明をお願いします。

事務局 整理番号2と整理番号3につきましては、利用権の設定等を受ける者が同一の案件であり関連をしておりますので、一括して説明をさせていただきます。

整理番号2の権利の種類につきましては賃貸借権の再設定であり、利用権の設定等をする者の住所、氏名は、■■■■の■■■さんで、利用権の設定等を受ける者の住所、氏名は、■■■■の■■■さんです。土地の所在地については、■■■■ 146番1、現況 田、1、137㎡で、利用目的は苺です。借賃については、10aあたり米316.6kgの物納であり、1筆で米12俵になります。始期は平成29年10月1日から終期は平成32年9月30日の3年契約です。

整理番号3の権利の種類につきましては賃貸借権の再設定であり、利用権の設定等をする者の住所、氏名は、■■■■の■■■さんで、利用権の設定等を受ける者の住所、氏名は、■■■■の■■■さんです。土地の所在地については、■■■■ 86番1、現況 田、1、500㎡のうち415㎡、■■■■ 86番2、現況 田、335㎡で、利用目的は苺です。借賃については、10aあたり■■■■ 86番1は米221.33kg、■■■■ 86番2は米178.67kgの物納であり、2筆で米10俵になります。始期は平成29年10月1日から終期は平成32年9月30日の3年契約です。

計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長 関係委員ですが、私の方から説明します。この場所は、地図で言いますと資料の2枚目になります。■■■■を南の方に曲がって、橋を渡り直ぐ左に行きますと■■■■がございますが、その下側に細長くあるのが14

6-1です。ハウスが2棟建っています。その下に86-1がありますが、86-1の半分は米を作っていますが、米はまた別の契約となっています。その米の南側にハウスがあるのですが、それと86-2で2棟ハウスをしています。丁度現地を見に行った時に■■■さんにお会いしましたが、■■■さんの所を借りているのと、■■■さんは■■■さんの■■■さんで■■■の方に嫁いで行っているのです、そこを借りて作っているとのこと。それで■■■さんと話をしていましたが、高齢で今80歳ぐらいになりますが、70歳ぐらいに元気な方です。

何か質問がありましたら、お願いします。

14番 この■■■さんは■■■の■■■さんですか。

13番 ■■■さんの所です。

14番 道路横の■■■さんの所の前ですね。

13番 そうです。

議 長 ■■■さんが跡を取っているような形です。

13番 お姉さんの方ですね。

議 長 再設定で3年出来るのかわからないのですが、よろしくお願ひしますといわれました。農地も綺麗にされています。

14番 年の割には馬力のある方です。

議 長 それでは、整理番号2及び整理番号3について、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議がないと認めますので、整理番号2及び整理番号3は原案のとおり決定いたしました。

次に、報告事項がありましたら事務局より説明をお願いします。

事務局 報告事項はありません。

議 長 特に報告事項はないようですので、それでは以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。この際に、その他の件についてご発言があればお願いいたします。

(発言なし)

議 長 よろしいですか。それでは、以上をもちまして、平成29年度9月総会を閉会いたします。

会議の顔末を記録しその確認を認めるため捺印する。

佐那河内村農業委員会会長 星山 隆啓 

佐那河内村農業委員会委員 笠井 博美 

佐那河内村農業委員会委員 國原 和彦 